

心理士（認知症患者相談業務）（会計年度任用職員）募集のお知らせ

職 種	心理士（認知症患者相談業務）
業 務 内 容	患者・家族・関係機関から認知症についての相談を受け、心理テストや、院内多職種と共同で患者・家族支援を行ないます。
資 格	公認心理士の資格を有し、心理職としての実務経験が1年以上あること。 ※ 臨床心理士資格を有するとなお望ましい。
募 集 人 数	1名
勤 務 時 間	週5日（週35時間勤務） 勤務曜日：月～金曜日（週5日） 勤務時間：調整のうえ、次のいずれかの時間で勤務 8：30～16:15、9:15～17:00（休憩45分）（※ 左記時間で難しい場合は応相談）
任 用 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※人事評価等の結果が良好な場合、公募によらない再度の任用（1回あたり1年間）を行うことがあります。
試 用 期 間	原則として1か月
所定外労働の有無	所定外労働は原則ありません。ただし、業務のため臨時または緊急に必要な場合においては、所定外労働があります。
待 遇	月額 222,225円 交通費：上限55,000円/月（実費） 有給休暇：初年度 10日 健康保険、介護保険（40歳以上の方に限る）、厚生年金、雇用保険、労災保険あり ※月額には地域手当を含みます。 ※時間外勤務手当、期末手当など条例・規程に定める支給条件に応じて支給されます。 ※川崎市役所での勤務経験により金額が加算されることがあります。 ※人事評価等の結果が良好で、再度の任用をすることになった場合、昇給する場合があります。
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 患者総合サポートセンター 手塚（てづか）まで直接電話でお問合せください。 川崎市立川崎病院 044-233-5521（代表） お問合せの後、履歴書（川崎市所定様式）をお送りください。 書類を確認後、面接を実施します。
応 募 要 件	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第16条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者